

昭和音楽大学大学院音楽研究科の  
学則の変更について（届出）

令和元年 6 月 27 日

文 部 科 学 大 臣 殿

学校法人 東 成 学 園

理事長 下八川 共祐

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第 2 条の規定により、  
別紙書類を添えて届け出ます。

記

- ・ 昭和音楽大学大学院音楽研究科の収容定員の変更に係る学則変更

以上